瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第26号

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団条例(昭和42年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第14条関係)		別表第1(第14条関係)	
区分	報酬の額(年額)	区分	報酬の額(年額)
団長	円 <u>153,000</u>	団長	円 <u>150,000</u>
副団長	123,000	副団長	120,000
分団長	91, 800	分団長	88, 800
副分団長	63, 300	副分団長	60, 300
部長	48, 300	部長	45, 300
班長	41, 100	班長	38, 100
団員	39,000	団員	36,000

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。